

令和7年度 太田市立南中学校 部活動方針

1 学校部活動の目的

学校教育目標である「自ら気づき、考え、行動する、自立できる人間」を達成するために、学年や学級を超えた集団での活動を通して、体力の向上や専門的な技能を習得しながら人間関係、責任感、自主性など様々な力を育てることを目的とする。

2 適切な休養日の設定<市方針3-(1)①>

- (1) 平日(月曜日)に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。
- (2) 長期休業中は「原則、土・日曜日は休養日とする。」<市方針3-(1)②>
但し、大会や練習試合で保護者の送迎が必要な場合、吹奏楽で講師による講習を依頼する場合など、特別な事情がある場合には土・日曜日の活動もやむを得ない。代替休養日の設定については授業日と同様とする。

3 活動時間(準備や片付け時間は除く。)の設定<市方針3-(1)③>

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い「平日では2時間以内」、「学校の休業日では3時間以内」とする。
- (2) 土・日曜日の大会や練習試合等で、終日の活動となる場合でも生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し無理のないよう活動する。

○完全下校時刻については、以下の通りとする。

月	完全下校時刻
4月～10月	18:00
11月～3月	17:30

4 平日の活動時間の延長について<市方針3-(1)③>

- (1) 4月～10月は「18:30」11月～3月は「18:00」まで延長を可能とする。
- (2) 「延長申請・承諾書」を校長に提出した希望者のみを参加対象とする。

5 朝練習は原則行わない。<市方針3-(3)>

- (1) 練習時間が十分とれない場合(2時間未満)は、県・市の方針に則り「平日では2時間以内」で実施可能とする。7時30分前には登校しない。
- (2) 実施する場合には希望者のみとし、さらに「朝練習申請・承諾書」を学校長に提出する。

6 安全管理と事故防止<市方針4>

- (1) 「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」の活用
- (2) 「熱中症予防運動指針」の活用

7 感染症対策について

- (1) 活動前の健康観察を徹底する。
- (2) 活動前、活動後には必ず手洗いをする。
- (3) 必要に応じてマスクの着用や共有物・共有箇所の除菌を実施する。

8 その他(参照事項)

- ・群馬県教育委員会「適正な部活動の運営に関する方針」(令和元年5月31日改正)
- ・太田市教育委員会「太田市部活動方針」(令和6年1月)

<附則>

令和7年4月1日改訂